

東京学芸大学教育学部附属学校スクールライフ委員会規程の一部改正について（案）

現 行	改 正（案）
<p style="text-align: center;">東京学芸大学教育学部附属学校スクールライフ委員会規程</p> <p><u>（設置）</u> <u>第1条 東京学芸大学教育学部附属学校部に、東京学芸大学教育学部附属学校（以下「附属学校」という。）スクールライフ委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p><u>（組織）</u> 第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) <u>附属学校部長</u> (2) 附属学校長（幼稚園にあつては園長） (3) <u>附属学校部事務長</u> (4) その他<u>附属学校部長</u>が必要と認めた者 若干名 2 前項第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 （委員長等） 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、<u>委員長は附属学校部長をもって充て、副委員長は前条第1項第2号の委員の互選により定める。</u> 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。 3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p><u>（庶務）</u> <u>第10条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て附属学校部事務部が処理する。</u></p> <p><u>（補則）</u> <u>第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委</u></p>	<p style="text-align: center;">東京学芸大学附属学校スクールライフ委員会規程</p> <p><u>（趣旨）</u> <u>第1条 この規定は、東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）第42条第2項の規定に基づき、東京学芸大学附属学校（以下「附属学校」という。）スクールライフ委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p><u>（組織）</u> 第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) <u>附属学校運営参事</u> (2) 附属学校長（幼稚園にあつては園長） (3) <u>附属学校課長</u> (4) その他<u>学長</u>が必要と認めた者 若干名 2 前項第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 （委員長等） 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、<u>前条第1項第1号の委員をもって充てる。</u> 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。 3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p><u>（報告）</u> <u>第10条 委員長は、必要に応じて、審議結果等を附属学校運営会議に報告するものとする。</u></p> <p><u>（庶務）</u> <u>第11条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部附属学校課が処理する。</u></p> <p><u>（補則）</u> <u>第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委</u></p>

員会が別に定める。

員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。